

情報

2008年10月16日

No.3255

横浜市従

横浜市西区宮崎町25

責任者 佐久間由美子

速やかに回覧して下さい

回覧

2008年度 横浜市人事委員会報告に対する横浜市従本部執行委員会声明

納得できない7年連続の「マイナス勧告」「ゼロ勧告」 許せない当局追隨の報告内容

～労働基本権の代償措置としての機能を果たせ～

この間、私たち横浜市従は、横浜市人事委員会に対し、民間の仲間と共に2回にわたって要請行動を行ってきました。また横浜市労連の行動としても、三役要請を含め数度にわたり要請行動を展開してきました。いずれの要請行動でも、第1に07人事委員会勧告で述べられた給料表の提示を行うとする考えを改め、従来「労使交渉での賃金決定」を行うこと、第2に「労働基本権の代償措置」の機能としての人事委員会であるよう自覚を促し、職員団体の声を十分に聞くことを求めてきました。しかしながら「08人勧」は、私たちの声に答えないばかりか、9月19日に行われた「臨時局区長会における市長コメント」の立場と同一の視点に立っての「勧告」が行われたことなど、容認しがたい内容であり改めて具体的問題点を指摘し、厳しく抗議するものです。

1、3年連続で国の人勧を下回る「勧告」内容

10月3日、横浜市人事委員会は月例給、一時金とも据え置き「ゼロ勧告」を行いました。具体的にみると月例給に関しては民間411,845円、本市411,931円であり、本市職員給与が民間給与を86円上回っており、一時金に関しては民間4.51月分、本市4.50月分であり、民間が0.1月分上回っているにも関わらず、おおむね均衡しているとの報告でした。なお、人事院は8月に月例給の公民較差は136円、すなわち国家公務員給与が民間給与を下回っているが較差は極めて小さく、また一時金に関してはおおむね均衡しているという内容の給与改定なしの「勧告」を行いました。

2006年、国は「ゼロ勧告」、横浜市はマイナス勧告、2007年、国はプラス勧告、横浜市はマイナス勧告、そして今年も国が較差136円に対し、横浜市はマイナス86円と3年連続で国の人勧を下回る「マイナス勧告」となったことは、到底納得できるものではありません。

2、比較対象の民間給与がなぜ下がるのか

国の人勧における民間給与を昨年と今年で比べてみます。昨年は384,893円、今年は387,642円でした。昨年と比べて額で2,749円、率で0.7%の上昇です。近隣自治体である川崎市人事委員会の資料では昨年の民間給与は418,363円、今年は419,766円であり、額で1,403円、率で0.3%増えています。これは、厚生労働省『毎月勤労統計調査』の「きまって支給する給与」を昨年4月と今年4月の比較した内容（全国では0.8%上昇、神奈川県0.3%上昇）とほぼ一致するものです。ところが、横浜市の場合、昨年の民間給与が417,309円に対し、今年は411,845円となっており、額にしてマイナス5,464円、率に

するとマイナス1.3%となっており、理解不能な結果となっています。恣意的な報告だと言わざるを得ません。

3、「業績主義」「成果主義」はもはや時代遅れ

今年4月から、人事考課結果に基づく、査定昇給が実施されました。市従は考課結果の本人開示に積極的に取り組み、結果、多くの方が考課内容に不満を持ち、考課者の恣意的な評価としか考えられない事例がいくつもあることがわかりました。今後も人事考課の客観性・公平性・透明性を高めていくことを当然要求していきます。

さらに、「業績主義」「成果主義」に対する人事委員会の評価は極めて妥当性を欠いています。人事考課結果による昇給幅の決定は「従来の持ち回りの運用となっていた特別昇給制度とは異なり、日頃の努力や仕事ぶりが適切に給与に反映されることで、職員のモチベーションの向上に大いに資するものとする」としていますが、今年の『労働経済白書』（厚生労働省）でさえ、業績・成果主義的賃金の導入に伴い、自らの賃金や処遇に納得できず、働く意欲を失っている労働者が少なくないと報告されています。また民間でも成果主義の導入で職場がギスギスし、職場のチームワーク、コミュニケーションが乱れ、制度そのものを見直す動きが出ています。報告では課長の説明責任や係長と連携したOJT重視の職場運営、考課者研修の実施の重要性を指摘してはいますが、制度そのものが問題であると言わざるを得ません。

4、真に必要な職場の人員増に全く触れない内容

「仕事と生活の調和」に関連して、取り組む課題として「超過勤務の縮減」や「仕事と生活の両立支援」を掲げ、さらには「職員が能力を最大限発揮できる昇任制度の検討」の部分では、受験率の低下が深刻な係長昇任制度や低い割合で推移している女性責任職の登用拡大問題について、様々な分析を加えています。いずれの課題にも共通している職場体制の問題、職場の人員実態に触れない、全く不当な内容となっています。10万人あたりの職員数は政令指定都市の中で最低の455人、トップの大阪市（911人）の半分、名古屋市（700人）、神戸市（687人）、川崎市（669人）、京都市（664人）と比べても60%代後半の水準で仕事をしている実態にあえて目をつぶったとしか考えられない報告です。

5、労使協議への不当な介入を画策し給料表の明示に固執する人事委員会

例年、9月上旬に行われてきた本市人事委員会勧告が、今年は勧告日が約1ヶ月遅れました。人事委員会が給与改定の必要があれば、給料表を明示するという立場を最後まで崩さなかったことがその理由です。結果的には給与改定の勧告が行われなかったため、給料表も示されませんでした。私たち横浜市従は人勧準拠の姿勢をとらず、あくまでも労使間の交渉によって、賃金確定の闘いをすすめてきました。今後もそうした立場で国や他の政令都市の「勧告」を踏まえて、横浜市職員の賃金を確定していきますが、この間、たびたび指摘してきたように、問答無用の給料表押しつけは、労使交渉の課題である賃金確定を形骸化させ、労使協議への不当な介入に他ならず、許すことは出来ません。

横浜市従は物価が上昇（今年4月の消費者物価指数は前年同月比で1.1%）している中で組合員が生活改善できる賃金水準を見据えながら、確定闘争や独自要求闘争を市労連の先頭に立って奮闘していきます。